



(第1面)

許可番号 08820 023169

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大分県大分市大字三佐1967番地

氏 名 有限会社西工業

代表取締役 佐藤 宏哲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 足立 信也



許可の年月日 令和 6年12月 7日

許可の有効年月日 令和11年12月 6日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))

### 事業の区分

中間処理(焼却、破碎、破碎・溶融)

### 産業廃棄物の種類

中間処理(焼却) : 紙くず、木くず、繊維くず

中間処理(破碎) : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

中間処理(破碎・溶融) : 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)

(以上7種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。))

#### (1) 施設の種類 : 焼却施設

設置場所 : 大分市大字八幡字西野稲田山788番1

設置年月日 : 平成14年12月2日

処理能力 : 1. 2t/日(8時間/日)

種類 : 紙くず、木くず、繊維くず

#### (2) 施設の種類 : 破碎施設(固定式)

設置場所 : 大分市大字八幡字西野稲田山788番1

設置年月日 : 平成20年12月10日

処理能力 : 廃プラスチック類(4.56t/日)、紙くず(3.47t/日)、木くず(4.56t/日)、繊維くず(2.7t/日)、ゴムくず(3.8t/日)、金属くず(4.59t/日)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(4.64t/日)(全て8時間/日)

(以下第2面へ記載)



- (3) 施設の種類 : 破碎・溶融施設  
設置場所 : 大分市大字八幡字西野稲田山788番1  
設置年月日 : 令和元年10月7日  
処理能力 : 0.4 t/日 (8時間/日)  
種類 : 廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

|                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| 平成 元年 12月 7日   | 産業廃棄物処分業許可                  |
| 平成 6年 12月 7日   | 産業廃棄物処分業変更許可                |
| 平成 6年 12月 7日   | 産業廃棄物処分業更新許可                |
| 平成 8年 1月 30日   | 産業廃棄物処分業変更許可                |
| 平成 11年 12月 7日  | 産業廃棄物処分業更新許可                |
| 平成 14年 12月 2日  | 産業廃棄物処分業変更届                 |
| 平成 16年 12月 7日  | 産業廃棄物処分業更新許可                |
| 平成 21年 2月 24日  | 産業廃棄物処分業変更許可                |
| 平成 21年 10月 21日 | 産業廃棄物処分業変更届                 |
| 平成 22年 1月 5日   | 産業廃棄物処分業更新許可                |
| 平成 26年 12月 7日  | 産業廃棄物処分業更新許可                |
| 平成 28年 7月 21日  | 産業廃棄物処分業変更届                 |
| 平成 29年 11月 16日 | 産業廃棄物処分業変更届                 |
| 平成 31年 2月 15日  | 産業廃棄物処分業変更届                 |
| 令和 元年 6月 26日   | 産業廃棄物処分業変更届                 |
| 令和 元年 9月 17日   | 産業廃棄物処分業変更届                 |
| 令和 元年 11月 20日  | 産業廃棄物処分業変更許可                |
| 令和 元年 12月 17日  | 産業廃棄物処分業更新許可                |
| 令和 2年 9月 29日   | 産業廃棄物処分業変更届                 |
| 令和 6年 12月 7日   | 産業廃棄物処分業更新許可                |
| 令和 7年 9月 30日   | 産業廃棄物処分業変更届 (安定型最終処分場の埋立終了) |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

あり

(以下余白)